

【当麻町からのお知らせ】

駅前エリアにぎわい創出事業に係る公募型プロポーザル応募手続きについて

公募型プロポーザル事業に係る手続き開始の公告

次のとおり提案書類等の提出を招請します。

令和3年9月13日

当麻町長 村椿 哲朗

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 事業名 駅前エリアにぎわい創出事業

(2) 事業の目的

当麻駅前にある町有地を活用する事業者を募集し、事業者自らが店舗の出店や事業の展開を行うことにより、駅前エリアのにぎわいの創出と中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

(3) 実施場所 実施場所図（別紙1）のとおり

(4) 実施要件

ア 30～50年の定期借地権設定契約を基本とする（賃料は年間1,000円）

イ 建物及び駐車場・外構工事は出店を希望する者が行うこと

ウ 建て主の居住用住宅の建設は不可とする

(5) 実施主体

当麻町

(6) 契約等

優先交渉事業者との協議後から30日以内に定期借地権設定契約を締結する。

2 参加資格要件

本事業の提案に参加する事業者は公募開始日から契約日までにおいて、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申し立て、又は、通告がなされていないこと。

(2) 破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産申し立てがなされていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による会社更生手続開始の申し立てがなされていないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続きの申し立てがなされていないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）に規定する風俗営業及び類似する業種又は事業者でないこと。
- (6) 「当麻町建設工事等参加資格者指名停止等措置要綱」（平成 12 年 5 月 1 日）第 2 条による指名停止の措置を受けていない者。
- (7) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

3 担当課

担当 当麻町まちづくり推進課企画商工係

住所 〒078-1393 北海道上川郡当麻町 3 条東 2 丁目 11 番 1 号

電話 0166-84-2111

FAX 0166-84-4883

電子メール machidukuri@town.tohma.hokkaido.jp

4 実施要領等の配布

- (1) 配布場所 「3 担当課」に同じ。または、町ホームページよりダウンロードも可。
- (2) 配布期間 令和 3 年 9 月 13 日（月）～令和 4 年 3 月 31 日（木）
（配布期間のうち当麻町の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日）を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。）

5 参加手続き等

(1) 提出書類

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和 4 年 3 月 31 日（木）まで随時受付。ただし、企画提案者との交渉が成立した場合は、期限前であっても受付を終了するものとする。

イ 提出場所 「3 担当課」に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送によること。（電子メールまたはファクシミリによるものは受け付けない。）

6 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本実施要領及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。

- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

7 契約候補者の選定方法

本事業の事業者の選定にあたり、本事業に係る契約の相手方を適正に選出するため駅前エリアにぎわい創出事業選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して審査する。契約候補者の選定は、審査委員会が企画提案者に対するヒアリングを行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって優先交渉権者とする。

8 契約に関する事項

契約については、選定された優先交渉権者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、町議会の議決を経て締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、優先交渉権者が「3 参加資格要件」ただし書きのいずれかに該当することとなった場合や優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、審査委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとする。

9 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (4) 本公告に示した内容については、プロポーザルへの参加に関する概要を示したものであることから、参加希望する事業者は、駅前エリアにぎわい創出事業における公募型プロポーザル実施要領を必読のうえ、本プロポーザルへ臨むこと。

実施場所図

道道当麻停車場線 至当麻駅 →

別紙 1

